

(参考資料)

「特殊自動車における低炭素化促進事業」において 提出が必要となる見積書における留意点について

(1) 見積書の主な記載項目

A. 補助対象となるハイブリッドオフロード車等の見積書

- ① 当該機種の名称^{※注1}
- ② 本体価格（値引き前価格。標準装備品費は含まれてもよい。）
- ③ 特別仕様/特別装備品等の費用
- ④ 付帯/諸費用（納入運賃、代行費等）
- ⑤ 値引額（本体価格からの値引額）
- ⑥ 下取価格
- ⑦ 消費税

B. 比較対象となる通常型オフロード車の見積書^{※注2}

- ①' 当該機種の名称^{※注1}
- ②' 本体価格（値引き前価格。標準装備品費は含まれてもよい。）
- ③' 特別仕様/特別装備品の費用
- ④' 付帯/諸費用（納入運賃、代行費等）
- ⑤' 値引額（本体価格からの値引額）
- ⑥' 下取価格
- ⑦' 消費税

注1：メーカーが通常用いている型式名が、オフロード法上では呼称（カタログ名）となっている場合があります。
（枝番等の識別子がつくこともあります。）

注2：申請の種別がブルドーザの場合、比較対象機種（D7R II）の見積書等の写しは必要ありません。

(2) 見積書記載項目により判別可能であることが必要な事項

- イ) ①及び①'が公募要領の別表1に記載されている機種であることがわかること。
- ロ) ②に③～⑦が含まれていないこと。又、②'に③'～⑦'が含まれていないこと。
- ハ) ③と③'の内容が同等であること。（②、②'にやむを得ず③、③'が内包される場合）
- ニ) ⑤及び⑤'は本体価格からの値引額であることが分かること（見積書に特別仕様/特別装備品の費用が記載されている場合、必ず、特別仕様/特別装備品の費用からの値引額と分けて記載していること。）

(3) 補助対象経費の計算方法

$$\begin{aligned} \text{補助対象経費} &= \text{ハイブリッド車等と通常型車の車両本体価格の差額（実勢値）} \\ &= (\text{②} - \text{⑤}) - (\text{②}' - \text{⑤}') \end{aligned}$$